平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名·施設名	社会福祉法人 だんのさと	
監査の種類	社会福祉法人指導監査	
監査実施日	平成30年1月25日	
実地・書面の別	実地	
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係	
	現担当課:鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室	

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	貴法人役員等報酬規程第3条の常勤役員等	平成30年3月19日開催の法人理事
	の報酬等の算定方法について、報酬等の額は、	会において、支給基準や算定基準、支給方
	次の各号による報酬等の区分に応じて定める	法等を明確にした規則の変更を行った。
	ものとするとなっているが、評議員会の決議に	これを平成30年度の定時評議員会の
	よって定められた総額の範囲内において決定	議案として提出し、承認され次第運用を行
	している規定等の支給基準に準じて支給する	う。
	というだけの規定は、どのような算定過程から	
	具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が	
	理解することは困難であり、法人として説明責	
	任を果たすことができないため、認められな	
	い。ついては、規則第2条の42により、 支給	
	の基準においては、理事等の勤務形態に応じた	
	報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支	
	給の方法及び形態に関する事項を定めるとな	
	っているので、報酬、賞与及び退職手当につい	
	て算定方法等基準を設定し、追加整備を図るこ	
	と。(規則第2条の42、経営組織の見直しにつ	
	いて第6章(5))	
2	貸借対照表において、固定負債に設備資金	平成29年度決算で振替を行い、平成3
	借入金の計上があるが、流動負債において1	0年度より指摘の通りに処理を行う。
	年以内返済予定設備資金の計上がなされてい	
	ない。ついては、社会福祉法人会計基準の制	
	定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い	
	6 (会計基準省令第 26 条第 1 項関係)の資産	
	及び負債の流動と固定資産の区分により、貸	

付金、借入金等の経常的な取引以外の取引に よって発生した債権債務のうち、貸借対照表 日の翌日から起算して1年以内に入金又は支 払の期限が到来するものは流動資産又は流動 負債に属するものとなっているので記載する こと。(運用上の取扱い6、会計基準省令第 26条第1項関係)